

## 主な質疑 No 1 への回答

### 職員の懲戒処分について

市職員の懲戒処分の規程を決めているのも市議会か。懲戒処分の問題が市の中ではっきりしていないということは問題ではないか。

(回答)

まず、懲戒処分の規程につきましては、議会の議決事項ではございません。

また、地方公務員法では、任命権者が懲戒等を行う権限を有するとあることから、懲戒処分は所属する職員の任命権者が行うこととなります。